2026年4月4日

１８－１１

肢ア
　思想良心は、矛盾抵触なし、絶対的に保障される。

肢イ
　１９条の余地もある。
　内心に密接関連性がある行為も１９条の対象。
　１９条の内容に、沈黙の自由も含む。密接関連性がある行為は、沈黙の自由をうちやぶるものと理解できる。

　信仰は、世界感、人生観に密接にかかわる。

肢ウ
　陳謝の意、ということだが、思想に関わるものなのか。これだと、絶対的保障なので謝罪広告を強制できなくなる。
　表現の自由、事物の是非善悪の判断。思想ではない。

肢エ
　沈黙の自由。内心、世界観、人生観などの問題。
　黙秘権、犯罪事実に関することがら、世界観、人生観とは全く別。

１８－１２

肢ア

病気や、一時的な生死不明は含まない。戻ってきたときに、総辞職していたら、戻れない。

肢イ

７２条、一定程度、助言指示できる。条文には規定がないが、強大な権限を総理大臣に与えていることので、助言指示できるとする。

肢ウ

総辞職しなくてもよい。内閣として連帯して責任を国会に対して責任を負えないのであれば。総理大臣が罷免などすればよい。

肢エ

国務を総理するのは、内閣の権能。行政事務を管理すること。内閣が行う。個人には限界ある。

１８－１３

肢ア

学校に通わせる義務がある。国家教育権に対応。親にも教育権があるが、国にもある。
したがって、親権者が教育してもダメ

肢イ

２７条の勤労の義務を根拠に労働強制はできない。
義務がある以上、強制できるのではないか。自由とのバッティング
制限的であるべき。
義務を果たさなければ、社会保障などの利益を受けられない形で機能する。

肢ウ

外国企業に対しても納税の義務を負う。
国内の利用を外国法人も行う以上、義務を課すべき。

１８－１４

肢ア

特別の国民投票と国政選挙どちらでもできる。

一緒にやった方が，費用も掛からないので合理的。

なお，（　国民審査　）は，衆議院総選挙の際に実施。

肢イ

硬性ということは，容易に改正がなされないことを意味する。

そうすると，有効投票の過半数だと無効票，欠席者について反対と取扱わない点で，基準が緩くなる。一番，硬性は，有権者数

肢ウ

制度化された制憲権という言葉から，制度的保障をイメージしたい。

制度は，核心部分を保障することから考えても，限界があるとイメージできる。

用語の意味から連想することが大事

肢エ

形式的には連続する。根拠（　上喩　）

実質的には連続しない。（　天皇主権　）から（　国民主権　）に移ったため

国体が変わることは，限界説から考えると無理。

しかし，日本国憲法の制定を有効するために，８月に革命が行ったので，問題がないと説明する。

１８－１５

肢ア

昇任の条件を定めるのは，国民主権の原理を考慮すべき。

地方自治，団体自治から考えると，団体の裁量とも。

不都合，外国人が一定の権限ある公務を担ってしまう。国民主権の原理から問題あり。

実際に，強い公権力を発動しない上級職もあるが，実質を考慮すると，法的安定性を図る上で問題が生じる。

そこで，一律に運用を認める必要あり。国民主権のもと公権力等地方公務員とそれに生じる職員とは管理一体の任用制度を作用している。

したがって，裁量の問題と捉えることはできない。

肢イ

特別永住者と一般在留外国人の区別は，否定。

国民か，外国人かで判断。国民主権原理，法定安定性を考慮して一律に処理。

肢ウ

公務就任権について一定の範囲で保障しているかは，争点になっていない。

あくまでも，昇任できるか否かが争点。

最高裁は，紛争解決のため必要最小限しか判断していない。

肢エ

公権力等地方公務員のこと。国民主権の原理で日本国民に限られる者がいることが前提。

１８－１６

肢１
　天皇は無答責。象徴天皇。

肢２
　委任できる。国事行為の委任の条文あり

肢３
　決定権ない。象徴。
　天皇に決定権を充てると，戦前に戻ってしまい危険

肢４
　国事行為のみを行う。それ以外出来ないが筋。不都合,「おことば」などができなくなる。
　権威づけ。国民を勇気づける行為等。
　政治的なものでなければ，できるとする必要あり。
　象徴としての行為であれば可

肢５
　例えば，内閣総理大臣の任命は，国会の指名に基づいて行う。
　政権交代の場合など，助言承認を認めることは問題

肢６
　天皇，政治無答責

肢７
　儀式を行う。国事行為。したがって，助言と承認が要求されることになる。

肢８
　摂政は，天皇の名で行う。法定代理のイメージ。
　責任は内閣。

１８－１７

肢ア

比例代表、全国民の代表だが。政党への支持の側面も強い。

他の政党の場合、退職。

肢イ

院外における現行犯。犯罪事実が明白、必要性明確、捜査機関の権限濫用の恐れがない。

院の許諾がある場合は、議院の活動が害されない。

不逮捕特権。

政府が反対している野党議員を逮捕して、議決をさせないようにすることを防止することを想定すればよい。戦前のイメージで考える。また、軍事政権

肢ウ

政党の処分は、免責特権外。法的責任のみで政治的責任は含まれない。

責任の範囲に限定がない。したがって、政治的責任も免責されるのでは。

政党と目的が果たせない。処罰を認める必要あり。

免責特権、政治的活動が委縮しないようにするもの、党議に、拘束されていることは想定される。免責は、法的責任のみ対象。

司法審査は、慎重に判断する。政党の自律権、尊重すべき。原則、手続のみ、例外的に公序良俗になする場合のみに内容にもおよぶ。

政党への批判は、世論でなされるべき（選挙)。裁判はなじまないこともイメージするとよい。あまりにおかしな場合にだけ、介入する。

肢エ

公務員、国会議員もその通り。したがって、国賠の要件があれば負うのが筋。

一方で、個人には免責特権あり。そこで、当然に国が賠償責任を負うもの、不利益が大きい。結果として国会議員が批判をおそれ思い切った活動ができなくなる。

ただ、一方で、常に賠償責任を免れるとするも、被害者の国民を救えない。

そこで、国会議員の職務にあるまじき行為で、損害がでたときに、国の賠償責任を負う。

肢オ

議案の提出、国会議員もできる。しかし、法案提出は数がいる。（国会法）

１人でも提出できると、濫用されたときに、国会の機能が停滞する。

法律で制限。